【新入生対象】奨学のための給付金一部早期給付は、

申請書

申請書

少額でもいいので9月に給付金がほしい方のみ

お電話ください!



上水高校経営企画室 042-590-4580



一部早期給付でも通常給付でも、年間でもらえる金額は同じです。でも一部早期給付申請する場合は手続きが2回必要!

非課税世帯(第1子)の例

※生活保護受給世帯・非課税世帯(第2子以降)も、合計金額や 必要書類は異なりますが手続きの流れは同じです。

(一部早期給付)

4~6月:申請(1回目)

- ・ネット申請入力・住民票の発行
- ・振込先銀行口座の指定…等々

7~8月:申請(2回目)

- ・ネット申請入力・住民票の発行
- ・振込先銀行口座の指定…等々

9月:給付(1回目)

30,525円

12月:給付(2回目)

91.575円

年間給付額:122,100円

※手続きは2回

(通常給付)

7~8月:申請

・ネット申請入力・住民票の発行

・振込先銀行口座の指定...等々

12月:給付

122, 100円

年間給付額:122,100円

※手続きは1回

年間でもらえる金額は同じですが、一部早期給付を使うと書類

申請の手間と住民票等の発行手数料等が2回必要になります。

➡ どうしても9月に少額でも給付金が必要、という状況でなければ

通常給付をお待ちいただくことをおすすめします

そもそもどんな人がもらえるの?





生活保護を受給している人、住民税が非課税の人(最近収入が減って同水準になった 人も含む)が対象です。それ以外の方は一部早期給付も通常給付も対象外です。